

団体利用登録継続手続注意事項

(少年少女団体は、継続手続の時期が違います。)

1 対象

体育施設団体利用登録証の有効期限が平成23年12月31日の団体

2 継続手続の期間

①有効期限前

11月1日～12月28日(閉庁日を除く)

この期間に継続手続きを済ませないと1月(2月利用分)の抽選等に申込できないことがあります。継続して利用をご希望の場合は、有効期限前に手続きを済ませてください。

②有効期限切れ後

随時受付をしますが、施設の申込等ができるのは受付日の翌日からとなりますのでご了承ください。

3 継続手続の方法

新規の手続きの要領とほぼ同じです。「体育施設団体利用登録申請書」に必要事項を記入のうえ、スポーツ課窓口(区役所6階)へ登録責任者本人がおいでください。

継続手続に必要なもの (いずれかが欠けていると受付できません。)

- ① 「中央区体育施設団体利用登録申請書」
- ② 登録責任者本人を確認できるもの(運転免許証・保険証等の原本。コピー不可)
- ③ 登録証

4 特に注意する事項

- ① 区内在勤者で構成する団体は、在職証明欄に会社の社判を必ず押印してください。
社判は朱肉を使用するもので押印してください。
(シャチハタ等の浸透印は、不可です。)
- ② パスワード欄は、記入しないでください(今までと同じものをご利用いただきます)。
- ③ 申請書の控えが必要な場合は、事前にコピー等をとってください。

[受付場所] 中央区役所6階 区民部スポーツ課体育施設係

[受付時間] 平日8:30～17:00

ただし、毎週水曜日(平日)に限り19:00まで受付します。

[電話] 3546-5529

次頁へ続く

団体利用登録継続手続について

1 記入方法

- ① 取得済 I D
過去に登録していた団体は、取得済の I D を記入してください。
- ② 登録区分
該当する項目を○で囲んでください。
※ 区民の方のみで構成された団体は①区民の項目を○で囲んでください。1人でも在勤の方がいる場合には、混合チームとみなし②在勤扱いとなり、在勤証明が必要です。
- ③ 団体名
現在の団体名で変更がなければそのまま記入してください。変更を希望される場合は新しい団体名を記入の上、申請の際にその旨申し出てください。団体名は11文字までです。それを超えた場合、登録証等の表記が欠けてしまうことがあります。また、先に登録済みで同名の団体があった場合、混乱を避けるため団体名を変更していただきますのでご了承ください。
- ④ ふりがな
団体名のよみ仮名を（ひらがなで）記入してください。
- ⑤ 種目区分
下記の **2 種目選択表** の「種目選択表」をよく読んでA～Cの1つを○で囲んでください。
※BまたはCを選んだ場合、複数の種目を利用できますが1回の抽選で申し込めるのは1施設区分のみです。利用当日は予約どおりの種目で利用してください。
- ⑥ 主な利用種目
主に活動する種目を記入してください。複数ある場合は、その種目を記入してください。
- ⑦ 登録責任者氏名
構成員の中から登録責任者を1人決めてください。その方とすべての連絡をとらせていただきます。また、ふりがなを必ず記入してください。
- ⑧ 生年月日は、本人確認で必要になりますので必ず記入してください。
- ⑨ 自宅住所・電話番号は、必ず記入してください。
- ⑩ 勤務先名・所在地・連絡先
※ 在勤・在学の団体の場合、登録内容確認を会社・学校にすることがありますので書き・所属等もれのないようご注意ください。
※ 区民団体でも登録責任者が、お勤めの場合は、連絡先を必ず記入してください。

⑪ パスワード

今回は、継続申請ですので記入は不要です。パスワードの変更は、Web上でできます。

※パスワードを忘失した場合は、スポーツ課受付で再申請が必要です。

⑫ 構成員

- ・種目区分でAは4名以上、B及びCは8名以上の活動する構成員すべてを記入してください。登録責任者もご記入ください。
- ・構成員それぞれの年齢・ご自宅の住所・勤務先所属を記入してください。
- ・施設の利用は、15才以上(中学生を除く)が対象です。(区内在住小中学生のみの団体を除く)
- ・記入欄が不足の場合、または在勤の場合で構成員の勤務先が複数のときは、申請書を1社につき1枚使用し申請書の右上の欄外にNo.1(構成員欄に登録責任者の載っているもの)、No.2、No.3…と記入してください。

在勤・在学の場合、勤務先(団体)在職証明欄は、各社ごとに必要となります。

⑬ 勤務先(団体)在職証明欄

- ・在勤の団体は勤務先で会社印(社判)を押印の上、在勤の証明をしてもらってください。
※ シャチハタ・スタンプ印は不可。朱肉を使用する会社印(社判)で押印してください。
また、会社印がない場合は構成員全員の在勤証明書あるいは会社所在地及び氏名の記載がある社員証の写を添付してください。
- ・在学の団体は学校で学校長の角印を押印の上、在学の証明をもらってください。
※ シャチハタ・スタンプ印は不可。朱肉を使用する学校長印で押印してください。
また、学校長印がない場合は構成員全員の在学証明書あるいは学校所在地及び氏名の記載がある学生証の写を添付してください。

⑭ 下段署名欄

他の登録団体の構成員と重複がなく、活動も独立していなければなりません。万が一、活動内容から他の団体と同じ活動であると認められる場合は、該当全ての登録を取消いたします。また、領収書には自宅住所又は勤務先所在地が記載されることと、ペナルティ制度を実施していることをご承知おきいただいたうえで、登録責任者が必ず自ら署名してください。

2 種目選択表

下記の条件から種目区分A～Cのいずれかを選んで申請書に○を付けてください。
Cを選んだ場合は、申請書のカッコに該当種目を記入してください。

区分	登録人数	種 目	注 意 点
A	4名以上	テニス	登録は、4名以上からできます。
B	8名以上	【運動場】 軟式野球・ソフトボール・サッカー・フットサル	Aの種目を含む
		【学校体育館】※1 バレーボール・バスケットボール・バドミントン ・卓球・剣道・空手・太極拳・体操	※1…壁や床を痛める靴および道具等の持込・使用 不可。また、音楽の使用はできません。
C	8名以上	ラクロス※2・ラグビー※2 アメリカンフットボール※2 レディースソフトボール※3	AとBの種目及びCで選択した種目が利用可 ※2…全面利用のこと。ゴールを含め器具はありません ※3…佃中学校庭および運動場が利用可
		少年野球・少年サッカー※4	※4…少年野球・少年サッカーは、他の種目は利用で きません。ナイター利用不可。

- 注意**
- 1 種目により利用できる施設が限られます。事前にご確認ください。
 - 2 上記の種目以外は、必ず登録申請前に問合せください。
 - 3 抽選申込時には、下記の施設区分のうちひとつしか選択できません。

【施設区分とは】

- ①テニス場等(豊海テニス場、学校校庭テニス[指定7校]、柏学園テニスコート)
- ②運動場等(月島・晴海・浜町運動場・佃中学校校庭)
注意 佃中学校校庭は、空き申込み以後のレディースソフトボール利用のみ可
- ③学校体育館(指定14校)

3 重要事項

- 登録申請書に記入漏れなど問題があった場合、継続手続きできないことや継続利用開始が遅れたりすることがあります。
- 申請書の控えは、ありませんので必要な場合は、自分で記録をとってください。
- ID・パスワードともに取扱いに十分注意してください。第三者に利用された場合、区は一切責任を負いません。
- 当初申請したパスワードを忘失した場合は、スポーツ課窓口で登録責任者の本人確認をした上での対応となります。電話等での問合せにはお答えできません。
- パンフレット・チラシ等の注意事項についても団体構成員全員にご周知ください。

問合せ先 中央区区民部スポーツ課
電話 3546-5529